



Title	カント『判断力批判』における「合目的性」の解釈：美的理念と反省的判断力
Author(s)	白水, 大吾
Citation	研究論集, 19, 1 (左)-16 (左)
Issue Date	2019-12-20
DOI	10.14943/rjgshhs.19.11
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/79813
Type	bulletin (article)
File Information	01_rjgshhs_19_p001-016_l.pdf



[Instructions for use](#)

カント『判断力批判』における「合目的性」の解釈

— 美的理念と反省的判断力 —*

白 水 大 吾

要 旨

現代美学にとってカントの『判断力批判』が今もって最も重要な参照点の一つである理由は、そこで展開されている美的判断の分析が先鋭的であることによる。本稿では、私たちが美的判断を行うために欠かすことのできない能力である反省的判断力の分析を、『判断力批判』のテキストに基づいて行う。本稿は6節からなる。第1節と第2節ではカントの美的判断の分析について、よく知られている4つの特徴を紹介する。第3節では、『判断力批判』における最も重要な箇所の一つである「有機体論」について、それが本稿で主題的に扱われない理由を述べる。第4節では、反省的判断力を論じるに先立ち、判断力一般について規定する。第5節では、カントが「反省的判断力のアンチノミー」と呼ぶ問題を提示する。このアンチノミーを適切に解釈できるかどうか、反省的判断力の解釈が妥当であるかどうかの一つの基準となりうる。最後に第6節では、まず反省的判断力がどのような能力であるかということを示したあとで、反省的判断力のアンチノミーの再解釈を通じてこの理解が妥当であることを示す。そして、反省的判断力の理解を得ることによって、美的判断についても一つの妥当な見解を得ることができるということを中心とする。

1. 『判断力批判』と美的態度論

美についての認識がどのようにして成り立つのかを問題にする際、次の二つの仕方で問いを

* 以下、カントからの引用の場合、『判断力批判』(KU)はセクション番号に加えて原版の頁数、『純粹理性批判』(KrV)はA版とB版双方の頁数を記載する。引用における強調はすべて原文による。また、必要に応じて筆者が訳文を修正している場合がある。

立てることが可能である。一つは「美しいものが持つ特徴とはどのようなものか」という問いであり、もう一つは「美しいものを認識するとは、知覚や認識がどのような状態にあることなのか」という問いである。前者は美しいとされる対象の性質に、後者は美しさを認識する主観の側の条件に焦点を合わせており、それぞれ「美的質」論と「美的態度」論と呼称することができる。

一般に、美的質論は経験的な仕方での美的経験の十分条件を決定しようとする議論である¹。同じく美的経験の条件を探る探究であっても、美的態度論はその性格を異にする。美的態度論の考え方によれば、「知覚ないし意識のあるモードは、対象がそうしたモードとは独立に所有する「美的特性」を了解し観賞するための必要条件である。あるいは知覚や意識のあるモードが（その対象がなんであれ）その対象にある美的特性を負わせる」²。美的質論が美的経験の十分条件を、美的態度論が必要条件を追求するものであるから、これら両者はそれぞれ独立に議論されることができる。また、美的態度論は単に美的経験における主観の側の条件を規定するに過ぎないので、美的に経験される対象がいかなるものであるかということに関してはそれ自体では何一つ規定しないが、しかしだからといって美的態度論があらゆる対象を美的に鑑賞する可能性、つまり一見嫌悪感を催すようなものですら美的に把握されるという可能性を担保するものではないということに注意する必要がある。

さて、カントの『判断力批判』は近代美学を基礎づけた作品であり、いまでも美学研究において欠かすことのできない参照点であるが、現在の美学の文脈ではとくに美的態度の分析を行ったという点で極めて高い重要性を持つ。本節および次節では、『判断力批判』の議論の嚆矢となっている「美の分析論」を参照して、カントの美的態度論の基本的な特徴を描き出してみよう。

「美の分析論」では、『純粹理性批判』において認識一般について行ったように、美的判断³を判断表に見られる四つの様式、すなわち美的判断の質、量、関係、様相の観点から分析している⁴。これらのうち、美的態度論を成り立たせるための要件としてとくに重要であるのが第一様式（質）と第四様式（様相）、また美的態度の内実を規定する上で重要なのが第二様式（量）と第三様式（関係）の観点からの分析である。前者の議論を本節で、また後者の議論を次節で展開する。

まず、第四様式、美的判断の様相の分析から話を始めよう。美的態度というものが一般に成

¹ 美的質に関する最も有名な議論の一つとして、フランク・シブリー（1959）「美的概念」を挙げることができる。

² 西村（2011）p.43.

³ カントは、個人の好みの問題、すなわち快適さに関する判断を「趣味判断」、美に関する判断を「美的判断」と呼び分けているが、箇所によっては双方をまとめて「趣味判断」と呼ぶことがある。

⁴ 『純粹理性批判』では四つの様式を、量、質、関係、様相の順番で取り扱っているので注意。

り立つためには、美的経験がその経験の主体の態度と関係するということが普遍的に言えるのでなければならない。これはどういうことかという、美的判断が私たちの心の三つの働きである認識能力、快・不快の感情、欲求能力のうち、快・不快の感情と必然的に結びついているのでなければならないということである。カントは次のように述べる。「美については我々はこういうことを思いみるのである、——美は適意に対して必然的關係を持つ、と」⁵。適意（Wohlgefallen）とは、単なる感覚的満足や快適に限られない、感情における快の感覚である。「およそ適意は、本来（快の）感覚である（と言われ、またそのように考えられている）」⁶。私たちの三つの心の働きのうち、認識能力と欲求能力は客観的な根拠を持つものに対して、快・不快の感情だけは主観的な根拠を持つに過ぎない。そのため、美的判断が適意と関係することの必然性は客観的に規定されるものではない。それでは、この必然性はどのようにして主張されることができるのだろうか。カントによると、美的判断は感情に基づき普遍妥当性を持つある主観的原理を持たなければならないが、「かかる原理は、共通感覚と見なされうるようなものでしかないだろう」⁷。共通感覚とは、認識能力の調和的使用に由来するある感情であるが、全ての人がこの感情に与りうるという前提は「認識のいかなる原理——それが懐疑的なものでない限り、——においても前提されざるを得ないところのものである」⁸。こうして、美的判断は、あくまで主観的な原理に基づいてではあるが、私たちの快・不快の感情と必然的に関係しているということが普遍的に了解されるべきこととして主張されるのである。

上述のように、美的態度論は美的判断の対象については何事も語らないが、この点と関連して、美的判断と対象への無関心という話題を取り上げよう。よく知られているように、カントによると、美的判断は対象への関心に一切かわりがない。このことは美的判断の第一様式、すなわちその質として述べられている。「趣味とは、或る対象もしくはその対象を表象する仕方を、一切の関心にかかわりなく適意あるいは不適意によって判定する能力である。そしてかかる適意の対象がすなわち美と名づけられるのである」⁹。関心があるとは、その対象の存在を気にかけ、その対象によって感覚的満足を与えられたりある行為を促されたりすることを言う。よって、たとえば食事の美味しさについての判断は、それが同時に食欲に満足をもたらすものでもある限りで、美的な判断にはならない¹⁰。美的判断の無関心性のテーゼは、それ自体では

⁵ KU (18, 62).

⁶ KU (3, 7-8).

⁷ KU (20, 64).

⁸ KU (21, 66).

⁹ KU (5, 16).

¹⁰ この「美的判断の無関心性」というテーゼは、抽象的な「純粹感覚」とでも呼ぶべきものへ意識を向けさせてしまう可能性がある。たとえばロバート・ステッカー（2005）は「物質的な利益にも、認識的な利益にも、道徳的な利益にも、美的判断は関わらない。[...] 重要なのは、経験、つまり、その

美的対象について何事も語らない美的態度論の在り方と非常に整合的である。

これら二つの特徴から、カントの美的判断の分析は美的態度論を喚起するものであることが了解されるように思われるが、それではカントの考えではどのような態度が美的態度だと考えられるのだろうか。「美の分析論」の議論における、残る二つの分析を紹介しよう。

2. 美的判断の普遍妥当性および美的判断の規定根拠としての形式的合目的性

まず、美的判断の第二様式、すなわちその量に関する議論である。美的判断は、その妥当性という点に関してはただの趣味に関する判断と通常の認識判断との中間に位置する。単なる趣味についての判断とは、「私はこの藍色の色味が好きだ」というような、個人についてだけ妥当し、またそのように期待されてもいる判断である。趣味についての判断は、感覚的満足あるいは快適さと関わりを持つ。一方で通常の認識判断とは、そのうちには実践的認識判断と理論的認識判断とが含まれるのであるが、いずれにしろ客観的な原理に基づく判断であり、したがって客観的かつ普遍的な妥当性を要求する判断である。これらに対して美的判断は、主観的な原理しか持たないにもかかわらず、しかも普遍的な妥当性を要求する。私が「このバラは美しい」と言ったとき、私はこれを単に私の趣味についての言明としてではなく、広く一般に受け入れられるものと期待して発言するのである。美的判断が持つこのような普遍性は「美的普遍性」と呼ばれる。

最後に、美的判断の第三様式、その関係について述べよう。ここで述べられていることの結論を先取して言えば、次のように語られている。「美は、合目的性が目的の表象によらずにある対象において知覚される限りにおいて、この対象の合目的性の形式である」¹¹。これでは、まださまざまなことが分からないままである。まず、目的とはなにか。「目的とは、ある概念が対象の原因（対象を可能ならしめる実在の根拠）と見なされる限りにおいて、かかる概念の対象である」¹²。つまり、目的とはある存在する対象のことであるが、それが目的となるにはある（広義の）概念を必要とする。その対象がこの概念によってのみそのように在ることが可能だとみなされる場合に初めて、その対象は目的と呼ばれる。続いて合目的性について、カントはこのように言っている。「また概念の対象に関して言えば、その概念の原因性がすなわち合目的性

対象を通じてもたらされる観想なのである」と述べる（65-66）。しかしここでは、単なる感覚的な快適と、認識能力の調和に由来する快の感情とを区別する根拠が失われているように見える。これは見方を変えれば、「美的判断の無関心性」のテーゼは確かに美的態度論の基礎として無視することのできないものであるが、同時にカントの議論だけが美的態度の抽象性・純粋性を保持する根拠となっているわけではないということを示してもいる。

¹¹ KU (17, 61).

¹² KU (10, 32).

である」¹³。すなわち、概念の「原因であること」性がここで合目的性という言葉で指示されているものである。

さらに、引用では、合目的性が「目的の表象によらずに」認められなければならない、とある。これは、美的判断の無関心性のテーゼと関わってくるポイントである。カントは、「もし目的が適意の根拠と見なされるならば、およそ目的は快の対象に関する判断の規定根拠として、常にある関心を伴うことになる」と述べる¹⁴。つまり、何らかの目的であるとみなされるような対象は、そこに常に私たちの関心が伴うため、美的判断の対象とはならない。このことは、私たちが対象のうちに単に漠然とした目的を見て取るに過ぎないような場合であっても同様なのである¹⁵。私たちの美的判定が成り立つためには、対象をいかなる目的とも同一視することなく、ただそれを目的として捉えることを可能にするような概念のうちのみ認めなければならない。この、可能性としてだけ存在する合目的性のことを、合目的性の形式あるいは形式的な合目的性として理解することが可能であるように思われる。

しかし、ある対象の認識からあらゆる目的の表象を排除するということは、その対象についてあらゆる概念との結びつきを拒絶することなのではないだろうか、そうするとそこではそもそも形式的な合目的性すら成り立たないのではないか、という疑問が浮かぶ。形式的な合目的性が存在し、しかもいかなる目的の表象もないとすると、この形式的な合目的性を担保する概念は通常の意味における「概念」ではない。ある概念がある目的の原因となるとは、通常、その目的を、たとえ全く判明さを欠くとしても、何らかの仕方で規定することである。これに対して、ある対象を全く規定することなく、しかもその対象がそのように在ることを可能にする概念、これを概念と呼ぶことが正しいとすれば、このような概念だけが美的判断の根底に存在することができる。このような概念は、客観的かつ普遍的な妥当性を持つ概念ではない。それゆえに「美的判定は、それ自体だけではものの認識にいささかも寄与するところがない」のである¹⁶。本稿の最終節で述べるが、この「目的の表象を欠いた合目的性の形式」を可能にする「概念」こそ、美的理念と呼ばれるものである。

ある主観的な原理だけが、美的判断を特徴づける形式的合目的性の概念となることができる。

¹³ KU (10, 32).

¹⁴ KU (11, 34).

¹⁵ カントの提出する例を取り上げよう。「たとえば古墳からしばしば発掘される石器には、柄をすげるための孔が付してある、我々はかかる石器の目的を知っているわけではないが、しかしその形態はあきらかに合目的性を示している」。そして、「これらの石器を人工物であるとみなすことは、すでにそれだけでも我々がかかる石器の形態をなんらかの意図なりあるいは一定の目的なりに関係させていることを承認せざるを得なくするに十分である」。よって、私たちはこれらの石器を、少なくともその用途に思いを馳せながら観察するときには、美しいとは判断しないのである (KU (17, 61))。

¹⁶ KU (Vorrede, IIIV).

この主観的な原理こそが、よく知られている「構想力と悟性の自由な戯れ」である。構想力と悟性という二つの認識能力の調和は、私たちには快の感情として感じられる。美的判断において「対象が表象によって我々に与えられる場合には、主観の認識能力の調和的な遊びにおける単なる形式的合目的性の意識がすなわち快そのものなのである」¹⁷。

美的判断を成り立たせる合目的性の形式と、悟性と構想力相互の主観的な調和との関係が完全に明らかになったわけではないが、少なくとも美的判断の対象がまさに美的判断の対象として在るためには、この主観的な原理が必要であるということが示された。それどころか、「美は〔…〕対象の合目的性の形式である」と言われていることから、カントはこの主観的な条件が満たされれば美的判断が成立すると考えていることが分かる。それゆえカントは、美的判断を経験的判断と純粋な判断とに区別したうえで、前者を単に快適あるいは不快適を表現する感覚的判断だと述べ、後者だけが対象の美あるいは対象の表象の仕方の美を表明する本来の美的判断であると述べる¹⁸。

以上、「美の分析論」の議論に基づいて、美的判断の性格について議論してきた。本節における最重要概念の一つは言うまでもなく「合目的性」であるが、『判断力批判』の第二部第一篇「目的論的判断力の分析論」では、周知のとおり合目的性と有機的存在者とが結びつけて論じられる。それにもかかわらず、美的判断を可能ならしめる美的理念と美的態度の分析を旨とする本稿においては、有機体論を主題的に扱うことはしない。やや蛇足じみた展開になってしまうが、私が有機体論を主題的に取り扱わないことがどうして正当であるのかを、次節で簡潔に述べておくのがよいだろう。

3. 合目的性と有機的存在者：なぜ「目的論的判断力の分析論」が必要なのか

有機的存在者とは何か、あるいは、有機的存在者を有機的存在者として判定するとはどういうことか。『判断力批判』第66節は「有機的存在者における内的合目的性を判定する原理について」と題されているが、この節は次のような文章から始まる¹⁹。

¹⁷ KU (12, 37).

¹⁸ KU (14, 39).

¹⁹ KU (66, 295-6). なお、「内的」合目的性と「外的」合目的性の区別については、佐藤(2005)が次のように説明している。「客観的で実質的合目的性という概念——カントが「自然の目的」と呼んでいる概念——には、その結果が当該の事物自身の目的である関係を指す場合と、当該の事物が、それとは別の、目的としての事物によって、手段として合目的的に使用される関係を指す場合との違いがある。内的合目的性と呼ばれるのは前者であり、それが有機体の体現する合目的性を指す。それに対して、後者は外的合目的性と呼ばれ、人間にとっての「有用性 (Nutzbarkeit)」、あるいは他の生き物にとっての「効用性 (Zuträglichkeit)」の観点に従う合目的性を指す」(189)。

この原理は、同時にまた有機的存在者の定義でもある。すなわちこの原理の言わんとするところはこうである、——自然の有機的所産とは、そのなかにおいては一切のものが目的であると同時にまた相互的に手段となるところのものである。かかる有機的所産においては、なにか一つ無駄なもの、無目的なものはなく、また自然の盲目的な機械的組織に帰せられるようなものもない。

この原理は、その成立の機因からいえば確かに経験から導来されることになるが、〔…〕その根底にはなんらかのア・プリオリな原理がなければならない。それだから我々は、このア・プリオリな原理を、有機的存在者の内的合目的性を判定するための格律と名づけてよい。

ここに、合目的関係と有機的存在者との切っても切れない繋がりが示されている。

しかし、有機的存在者の判定に常に内的合目的性が関与しているからと言って、そのことと美的判断とを即座に結びつけようとするれば、議論はおかしな方向に進むことになる。合目的性一般を美の表徴だと考えるならば、有機的存在者はすべからく美しいということになってしまうし、また自然界において合目的性が認められるような対象が有機的存在者に限られるとするならば、自然界にあっては有機物以外のものは美しくない結論しなければならない。いくらなんでもこのような結論は到底真実であるとは考えられない。

実際は、自然の合目的性を考えるにあたっては、それを趣味判断の主観的条件として捉える局面と、有機体および自然の全体のうちに見られる客観的な合目的性として把握する局面と、二つの局面がある²⁰。しかし、それでは主観的な合目的性と客観的な合目的性とは何を同じくし、また何を異にするのか。差し当たっては、私たちはこの点に踏み入る必要はない。というのも、美的判断の無関心性というテーゼを思い返したならば、有機的存在者の判定と美的判断とが結びつかないということはすぐに見て取られるからである。「合目的性が美的判断の根拠規定である」と述べられるとき、「合目的性」という表現で主張されているのは、単なる形式的な、さらに言えばいっさいの実質的な目的の表象を伴わない合目的性である。一方で私たちは、有機的存在者の在り方のうちに、有機的存在者自身と関係する目的を明確に見て取るため、その判定には常に関心が伴っている。

なぜ、自然における合目的性の判定についての分析論が必要なのか。それは、自然のうちに合目的関係を認めるためには、客観的な原理を持つ認識能力だけでは不十分であり、ただ主観的な原理だけを持つ判断力、すなわち美的判断において現れるのと全く等しい判断力の使用が求められるからである。自然における合目的性の判定にこの判断力を使用することに伴う問題は、判断力のアンチノミーという形で提出されることとなる。したがって、判断力のアンチ

²⁰ 佐藤（2005）、185.

ノミーを分析することは、美的判断の本質を解明することにもつながるのである。

しかしここで、判断力のアンチノミーの分析に取り掛かる前に、判断力一般について予備的な考察を行うことにしよう。

4. 美的判断と反省的判断力

ここまで、「美的判断」という語を用いて議論を進めてきたが、美的判断とはそもそもいかなる判断なのか。上述のように、美的判断は構想力と悟性の自由な遊びという主観的な原理を自らのうちに持つが、カントは、私たちは美的判断においてはこの「認識能力相互の主観的調和を […] 美的な仕方単なる内感と感覚とによって意識する」と述べる²¹。この認識能力の主観的調和自体は、実はあらゆる認識一般のうちにも伏在しているのだが、美的判断においては殊更に強くこの働きが意識されるのである。小田部（2016）はこのことを次のようにまとめている。「「認識諸能力の相互的主観的一致」の *ästhetisch* な意識とは、人間が内官によって自己の認識諸力の活動を、それが心に与える作用としての感情によって意識することである。この意識は趣味判断のみならず、潜在的にはあらゆる（広義における）認識活動に汎通的に伴うが、趣味判断にあっては認識諸力の活動それ自体が生動化されて強まり、またこの活動が心に及ぼす作用が前景化するために、この作用は快の感情として内官によって顕在的に意識される」（40-1）。

ここでは、美的判断と判断一般との連続性と対比とが示されていることに注目したい²²。つまり、美的判断に限らず、およそいかなる判断であっても、判断力の働きを必要とするのである。判断力とは何か。「悟性一般が規則の能力として説明されるとすれば、判断力は規則のもとに包摂する能力、すなわち、あるものが与えられた規則のもとに立つもの（与えられた規則の事例）であるかどうかを区別する能力である」²³。さらに付け加えるならば、「判断力は、特殊を普遍のもとに含まれているものとして考える能力である」²⁴。ここでは、「普遍的なもの」と対比される形で、「特殊なもの」という概念が登場している。この特殊なものがどのようなものであるかということについては、竹山（2016）による研究が結論するところを紹介しておこう。竹山によると、「特殊なものを、感性的な、ただし時間空間の形式による構造化以前という意味

²¹ KU (9, 30).

²² 小田部は次のように結論する。「〈私は考える (Ich denke)〉という形式を取る統覚の総合が主導する客観的認識においては顕在化することのないこうした人間の現存の基本的な次元を、〈私は私を感じる (Ich fühle mich)〉という広義における感性的な次元の内に主題化しえた点に『判断力批判』第9節の意義があると言えよう」（41）。

²³ KrV (A132, B171).

²⁴ KU (IV, XXV).

で言わば純然たる受容物と読むのが望ましいことになるだろう」(28)。つまり、判断力とは一般に、感性的な仕方と与えられるこうした特殊なものを普遍的なもの結びつけて、何らかの意味で規定する役割を担っているものと考えることができる。

ところで、判断力は規定的判断力と反省的判断力とに区別される。対象がそのもとに包摂されるべき普遍があらかじめ純粹悟性によってア・プリオリに与えられている場合、その判断力は規定的判断力である。規定的判断力はそれゆえ、その適用については客観的かつ普遍的な妥当性を要求してよいような判断力だとみなすことができる。一方で、対象をそのもとにもたらずところの普遍があらかじめ与えられていない場合、それは反省的判断力と呼ばれる。反省的判断力はア・プリオリな普遍と与えられてはいないが、かといって自身の原理を経験的な仕方と取得するのでもない。というのも反省的判断力の果たすべき役割は、なによりも経験的認識を可能にすることだからだ。反省的判断力の仕事は経験の多様さのなかから特殊な法則を導き出すことであるが、このことを為すためには反省的判断力はやはりア・プリオリな原理を自身のうちに持つ必要がある。そこで反省的判断力は、単に主観的であるにすぎない原理を自分自身に法則として与えることとなる。この主観的な原理が、すでに言及した構想力と悟性の自由な戯れである。

以上のことから、美的判断とは、まさに反省的判断力の働きが顕著に意識されるような判断であるということが了解された。この反省的判断力の働きをさらによく理解するために、次節では「反省的判断力のアンチノミー」と呼ばれる議論を取り上げよう。

5. 反省的判断力のアンチノミー

判断力のうち、規定的判断力に関しては、その使用に際してアンチノミーの生じる余地はない。「規定的判断力は、与えられた法則あるいは概念を原理として、これらの法則や概念のもとに包摂するだけだからである。さればこそこの判断力自身のアンチノミーの生じる危険もなければ、またこの判断力の原理が互いに矛盾する恐れもないのである」²⁵ところが反省的判断力に関しては、それが主観的な原理しか持たないことから、実際の判断に際してアンチノミーが生じるとされる。このアンチノミーは、3節の最後に述べておいたように、とくに自然のうちにある合目的的なものの判定という場面に即して提示される²⁶。

²⁵ KU (69, 311).

²⁶ ここで、私が本稿全体の意義にも関わりうる、ある強い仮定を設けていることを表明しておかなければならない。それは、美的判断力と目的論的判断力という反省的判断力内部における区別は、その働きに関して本質的な違いを示すものではない、という仮定である。言い換えれば、カントによって反省的判断力のアンチノミーとして提示されているものは、目的論的判断力のみならず反省的判断力一般について妥当する議論だという仮定である。この仮定をあまりに安易な、また強すぎる仮

そのアンチノミーは次のように定式化される²⁷。

判断力の第一の格律は、「物質的なものとその形式とのあらゆる産出は、すべて単なる機械的法則にしたがってのみ可能であると判定されねばならない」という正命題である。

また第二の格律は、「物質的自然におけるいくつかの産物のなかには、単なる機械的法則にしたがってのみ可能であると判定されえないものがある（かかるものの判定は、原因性に関して前者とまったく異なる法則、すなわち目的因の法則を必要とする）」という反対命題である。

このアンチノミーが述べているのは、反省的判断力が自然のなかにあるものを判定する場合にどのような原理にしたがうかということについてである。反省的判断力のしたがう原理があたかも二つ（あるいはそれ以上）存在するかのように見えるということが、当該のアンチノミーを形成している。ところで、前節で反省的判断力を導入したときの議論を思い返すならば、このアンチノミーが提示している問題が反省的判断力とどのようにかかわっているのかということが一瞬分らなくなる。というのも、反省的判断力が持つ原理は一つであり、しかもそれは構想力と悟性の主観的調和という、客観的規定を受けない原理のはずだからである。この主観的原理は、機械的法則と同一であるとみなされないのはもちろん、目的因的法則とも同一視されないものではなかつたらうか²⁸。

この反省的判断力のアンチノミーを、まさに反省的判断力における問題として理解するためにはどうすればいいのだろうか。この再解釈の問題は、次節で行うこととしよう。それより先に本節では、判断力のアンチノミーがアンチノミーとして提示されたことの意味を考えたい。この考察によって、このアンチノミーの「正しくない」解釈をあらかじめ排除することが可能になるように思われるからである。

カントは、この判断力のアンチノミーを提示する直前に、ややミスリーディングともとれる記述を行っている。前節で確認したとおり、反省的判断力は経験的認識を可能にするものであり、そのために経験的な（あるいは特殊な）法則を導き出すのであるが、判断力がそれらを実際に経験に適用しようとするときに「二個の相異なる格律から出発するという事態が生じうる」

定と捉える向きもあろうが、いずれにせよ本稿におけるような議論が全くの無駄であるとするならば、『判断力批判』は美的判断力と目的論的判断力という全然異なった主題について論じている分断された作品だとみなされなければならないだろう。

²⁷ KU (70, 314).

²⁸ 第2節の議論を見返すならば、この主観的原理が合目的性の形式を可能にするものであるということが思い返されよう。しかし、「合目的性の形式」と、自然物の産出の判定に際して適用される目的一原因連関の観念とが全く異なるものであることは明白である。

とカントは言う。「そのうちの一つは、たんなる悟性がア・プリオリに判断力に与えるところの格律である。また他方は特殊の経験を機因とする格律である […] この二通りの格律は、互いに共存することが不可能であるかのような観を呈する」²⁹。このように述べたうえで、カントは上述の判断力のアンチノミーを提出するのである。

このような記述は、あたかも「純粹悟性がア・プリオリに判断力に与えるところの格律」が「機械的法則」であり、「特殊の経験を機因とする格律」が「目的因的法則」に他ならないかのような印象を与える。しかし、このように解釈することは判断力のアンチノミーに関する議論そのものを極めて不自然なものにしてしまう。第一に、上の理解にしたがうと、「機械的法則」は規定的判断力の法則であり、「目的因的法則」は反省的判断力の法則である、というように、二つの格律のあいだに完全な分業が成立してしまう。これによって判断力のアンチノミーが解消されると主張するのは不自然である。なぜなら、このように完全に役割が分かれていることが理解されている状況下で、そもそも判断力のアンチノミーと称されるような問題が提出されようはずがないからだ。第二に、この解釈にしたがえば、「機械的法則」は客観的な妥当性をもつ法則である一方で、「目的因的法則」は客観的原理と結びついていないためにただ主観的な法則でしかないことが判断者に了解される。判断者が、一方を客観的法則、他方を主観的法則と了解している状況で、自然物の判定に際してなおどちらの法則を適用すべきか迷うなどということは考えられない。それゆえ、ここではアンチノミーの発生する契機がそもそも存在しないのである。

ここであらかじめ排除されるべき、反省的判断力のアンチノミーの「正しくない」解釈とは、一般に「機械的法則」と「客観的・規定的・ア・プリオリ」などの性質を、また「目的因的法則」と「主観的・反省的・経験的」などの性質を単純に結びつけるような解釈であると言える。カントがもしこのような単純な図式を採用していたとすれば、判断力のアンチノミーは存在する契機がなく、したがってカントは判断力のアンチノミーについて語っていなかったに違いないからである。

6. 反省的判断力は美的理念を原理とする

前節までで山積されてきた未消化の問題を、一気に解決することを試みよう。反省的判断力とは、結局のところ、何なのだろうか。私が提案したい解釈は次のようなものである。すなわち、反省的判断力とは、特殊なものを美的理念のもとに包摂する能力である。すでに見たように、判断力は一般に特殊なものを普遍のもとに包摂するという働きを持つが、反省的判断力にあってはこの普遍的なものが美的理念という特別な種類の普遍なものである。

²⁹ KU (70, 314).

美的理念とはなにか。次の引用を見てみよう³⁰。

美的意味における精神とは、心意識において生気を与える原理のことである。そしてこの原理が心に生気を与えるために用いるところのもの、すなわちこの目的のために使用するところの素材は、心的能力を合目的に活動させるところのものに他ならない。〔…〕

そこで私はこう主張する、——この原理は、美的理念を表現する能力に他ならない、と。

また、別の記述も確認しよう³¹。

理念は、認識能力（構想力と悟性）相互の一致、調和を旨とするような単なる主観的原理にしたがって直観に関係せしめられるか、さもなければ客観的原理にしたがって概念に関係せしめられるか、二つのうちのいずれかである。第一の場合には、理念は美的理念と呼ばれる。また第二の場合には〔…〕理性理念と呼ばれるのである。〔…〕

美的理念は認識になりえない、この理念は（構想力の）直観である。

第4節で確認した通り、反省的判断力の本務は経験的な認識を可能にすることである。ところで、経験的な認識を可能にするために求められる第一の仕事は何であろうか。私の考えでは、まだいかなる規定もされていない特殊なものを、そのものとして心のなかに表象することである。これは、ある概念で対象の表象を規定することとは違う。このような仕事は規定的判断力の為すところなのであるが、それよりも前に、特殊なものは未だ何ものでもないあるものとして私たちの心の前に現れなければならない。しかし、逆に言えば反省的判断力が働くのはここまでである。それだから、反省的判断力だけが働いた結果としての表象は、他の認識能力によるあらゆる規定から自由なままで、かつ何かあるものの表象として存在する。この状態が、構想力すなわち直観と悟性とが自由に調和した結果としての認識の状態である。また、この状態こそ、あらゆる目的の表象を抜きにした単に形式的な合目的性が可能となっている状態である。なぜなら、ただ反省的判断力のみが適用された結果としてのあるものの表象は、さまざまな合目的関係の可能性に開かれていながら、まだいかなる具体的な目的——原因関係の内にも入っていないからである。こうして、純粹に美的理念と結びつけられた表象についてのみ、美の認識が成り立つということが認められる。

この解釈の妥当性の一つの目安は、それが反省的判断力のアンチノミーに対して妥当な解釈を提示できるかどうかにかかっているだろう。今や、この課題に改めて取り掛かろう。判断力

³⁰ KU (49, 192).

³¹ KU (57, 239-40).

のアンチノミーに対する私の基本的な態度は、それを「真性のアンチノミーとして取り扱う」というものだ。このアンチノミーは、文字通りの意味での「解消」が目指されるべき性質のものではない。美的理念とは「(超感性的なものうちに存する)自然を可能ならしめる完全無欠な内的原理」³²であるから、それを理性的な仕方では理解しようとするならば、その帰結としてある種のアンチノミーが発生するのはむしろ当然の結果だと思うのである。

反省的判断力のアンチノミーを再びここに繰り返しておく、それは、少なくとも見かけ上は次のような二つの命題によって表されているのであった。正命題：「物質的なものとその形式とのあらゆる産出は、すべて単なる機械的法則にしたがってのみ可能であると判定されねばならない」。また反対命題：「物質的自然におけるいくつかの産物のなかには、単なる機械的法則にしたがってのみ可能であると判定されえないものがある(かかるものの判定は、原因性に関して前者とまったく異なる法則、すなわち目的因の法則を必要とする)」。

これは、形式としてはただ二つだけの命題から成り立っているが、実際は、ただ二つの対立軸だけから構成されているというのではない。むしろ、無数の対立軸が存在しているとみなすべきである。その点を示すために、熊野(2017)の着眼点を紹介するのがよいだろう。「第一の準則にいうあらゆる産出の原文は *Alle Erzeugung* であり、命題自体は全称肯定命題である。第二の準則におけるいくつかの産物にあたるのは *Einige Produkte*、命題の全体はいわゆる特殊否定命題にほかならない」(241)。カント自身も認めるように、「判断を理性の推論に使用するさいには、単称判断は全称判断と同等にあつかうことができる」³³、全称肯定命題によって表現される正命題はある一つの判定の原理について表明している。一方で、特殊否定命題で表される反対命題は複数の判定の原理の可能性について語っているとみることができる。

このことは、何を意味しているのだろうか。すでに論じてきたように、反省的判断力自体は自らのうちにただ一つの原理、すなわち美的理念だけしか持たない。しかしながら、「美的理念とは、構想力のある種の表象——換言すれば、多くのことを考えさせる機因を成すような表象を意味する」³⁴とされているように、反省的判断力が適用された結果としての表象は、数多くの特殊な経験的法則を考えさせる起点となりうるのである。そもそも、特殊な自然法則は経験的にのみ認識されうる偶然的な法則であり、さらにそれらは無限に多様なのである³⁵。ある種の生物が持つ羽根の形状は長時間空を飛ぶのに適しており、また他の生物が持つ脚の骨格は、地上を速く走るのに適しているというように、反省的判断力がもたらした表象は私たちに様々な経験的法則を想起させる。そして、このように想起される法則のうちの一つが、あらゆる目

³² KU (71, 317).

³³ KrV (A71, B96).

³⁴ KU (49, 192).

³⁵ KU (71, 317).

的——原因関係を排除してなお表象をそのように在るものとして把握する法則、すなわち機械的法則である。しかし、この時点ではまだ機械的法則は経験的な法則のうちの一つにすぎず、他の経験的法則と比べて、なんら特別な地位を占めるものではない。機械的法則と、様々な目的——原因関係を想定した諸法則とが区別されるのは、それらが規定的判断力によって客観的・普遍的原理のもとへもたらされるときである。

つまり、判断力が用いる法則について、次のような四つの区別を設けるのが妥当である。すなわち、反省的判断力が考えさせるところの「経験的・機械的法則」および「経験的・目的的法則」、そして規定的判断力を使用するところの「客観普遍的・機械的法則」および「客観普遍的・目的的法則」の四つである。前者二つをなす経験的法則は、単に主観的・反省的な法則であるにすぎず、その適用は普遍的な妥当性を要求するものではない。これに対して後者二つの客観普遍的な法則は、ア・プリオリで普遍的な構成的原理と結びついているため、その法則がたとえ真でなかったり理性的に証明されえないものでも、その経験への適用については普遍的な妥当性を要求するのである。

経験的法則が、その適用に際して普遍的妥当性を求めないということは、これらの法則の多数性がそのまま矛盾を導くわけではない、ということの意味する。そのため、カントが「反省的判断力の二通りの格律について言えば、これらの格律は実際にはいささかも矛盾を含んでいない」³⁶と述べるのは全く正しい。しかし、このことは反省的判断力に関するアンチノミーの非存在を主張しているのではないのである。反省的判断のアンチノミーが主張しているのは、美的理念からは無限に多様な経験的法則が生じうるということ、そしてその根拠を私たちは知ることができないということである。

また、法則を機械的法則と目的的法則とに区別するのは、規定的判断力の働きを待って初めてなされる。規定的判断力が、経験的法則を客観的な原理のもとにもたらすとき、これらの法則は大きく二つに分類される。一つは、その法則を説明するのにある他の目的——原因関係という概念的連関を必要とする目的的法則であり、もう一つは差し当たりそのような概念を必要としない機械的法則である。ここから遡及的に、あたかも経験的法則のうちにも機械的法則と目的的法則との区別が存在するかのようになされるのである。「要するに本来の自然的（機械的）説明方法の格律と目的論的（技巧的）説明方法の格律との間にアンチノミーが成立するかのように見えるのは、すべて次のような事情に基づいている、すなわち——我々は反省的判断力の原則を規定的判断力の原則と混同している」のである³⁷。くどいようだが、ここで問題にされているアンチノミーは判断力のアンチノミーそれ自体とは別のものである。判断力のアンチノミーは経験的法則の無際限な多様さとその根拠への到達不可能性から成り立つ

³⁶ KU (70, 315).

³⁷ KU (71, 318).

ものであり、それに対してここで指摘されているのは、この判断力のアンチノミーがただ二つの異なる格律の間のアンチノミーとして成立しているかのように見えるという事態である。

ルカーチは『美と弁証法』において、『純粹理性批判』における4つのアンチノミーと比較しつつ、判断力のアンチノミーについて、「免れがたい二律背反の結果として出てくるあの認識不可能なものは、もはや全く無内容で無形式な物自体ではなく、——解決し得ない問題としてであるにせよ——ある明瞭な内容と形式を備えた外観を手にいれている」と述べている(18)。しかし、判断力のアンチノミーが「ある明瞭な内容と形式を備えた外観」を呈しているように見えるのは単なる仮象に過ぎないということが、ここまでの議論から理解されよう。

以上、反省的判断力を「特殊なものを美的理念のもとへもたらす能力」として理解することによって、判断力のアンチノミーを適切に解釈し直すことを試みた。美的理念は、理性理念と対をなすような超感性的な理念であるから、そこからは必然的な帰結としてアンチノミーが生じることになる。美的理念が私たちをアンチノミーへと導く理由は、美的理念が多様な経験の特殊的法則を可能にするにもかからわず、そのような事態が可能であることの根拠が私たちに隠されていることによるのである。また、判断力のアンチノミーを単純に自然における合目的性の判定の原理としての機械的法則と目的因的法則との間のアンチノミーとして解釈しようとした場合、そもそも反省的判断力のアンチノミーという問題自体が提起されないはずだということも示された。

反省的判断力を上述のように解釈し直すことにより、美的判断の要件であるところの「目的の表象なき合目的性の形式」についても、一つの理解の仕方を提供することができるようになった。あるものにただ反省的判断力だけが適用されたとき、このものの表象はまだいかなる規定のもとにもなくただそのものとしてだけ在り、様々な目的——原因関係への可能性に開かれていながら、どのような目的ともみなされない。これが、純粋な形式的合目的性を伴う表象であり、このように表象されるとき、このものは美しい。

本稿が『判断力批判』における美的判断の理解に多少とも資するところがあったならば幸いである。なお論じ尽くされていない無数の課題はあるものの、いったんこれにて論を閉じることとしたい。

(しろうず だいご・人文学専攻)

参考文献

- イマヌエル・カント, 2012, 『純粹理性批判』熊野純彦訳, 作品社。
———, 1964, 『判断力批判』篠田英雄訳, 岩波文庫。
小田部胤久, 2016, 「『判断力批判』において *ästhetisch* とは何を意味するのか——*ästhetisch* に意識すること, *ästhetisch* な量評価, *ästhetisch* な理念をめぐる」, 日本カント研究 No.17. pp.37-46.

- 熊野純彦, 2017, 『カント 美と倫理とはざまで』, 講談社.
- 佐藤康邦, 2005, 『カント『判断力批判』と現代——目的論の新たな可能性を求めて——』, 岩波書店.
- シプリー, フランク, 1959, 「美的概念」, 吉成優訳, 西村清和編・監訳『分析美学基本論文集』, 勁草書房 (2015), pp.99-137.
- ステッカー, ロバート, 2005, 『分析美学入門』, 森功次訳, 勁草書房 (2013).
- 竹山重光, 2016, 「合目的性原理の意義と淵源」, 日本カント研究 No.17. pp.21-36.
- 西村清和, 2011, 『プラスチックの木で何が悪いのか』, 勁草書房.
- ルカーチ, ジョルジュ, 1970, 『美と弁証法 美的カテゴリーとしての特殊性について』, 良知力, 池田貞夫訳, 叢書ユニベルシタス.